第2回子ども・子育て会議 (平成29年5月26日)

【資料1】

○国の見直しの考え方について

1. 教育・保育の量について

(1) 見直しの要否の基準

基本指針においては、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。」としているところ、平成28年4月1日時点の支給認定区分ごと(3号認定については、0歳児と1・2歳児ごと)の子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも、10%以上の乖離がある場合)には、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きく乖離している場合」に該当し、原則として見直しが必要となる。

また、10%以上の乖離がない場合についても、

- ①平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合、又は
- ②既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

には、「大きく乖離している場合」に準じて、見直しを行うものとする。

なお、上記には該当しない場合であっても、各市町村の判断により、見直しを行うことは差し支えない(実績値>量の見込みとなる場合には、見直しを行うことが望ましい)。

(2) 見直しの方法

①実績値の把握

見直しの要否における「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数」については、設定した提供区域ごとに、<u>支給認定区分ごとの子どもの平成28年4月1日時点における実績値</u>に基づくこととする。

<1号認定子ども>

1号認定子どもについては、計画における「量の見込み」の中に、支給認定を受けずに、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園を利用する子どもの数が含まれているので、「実績値」についても、認定実績に、当該子どもの数を加える必要があるため、適切な把握に努めていただきたい。

< 2 ・ 3 号認定子ども>

2・3号認定子どもについては、認定を受けた後に利用調整を行うことが通

常と考えられることから、認定実績を「実績値」とすることを基本とする。 なお、認可外保育施設を利用している子どもの数を把握している場合は、必要に応じて2・3号認定子どもの「実績値」に含めることを可能とする。

*【認定区分】

区分	対象者	主に利用する 施設・事業
1号	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども	幼稚園
認定	(保育の必要性なし)	認定こども園
2号 認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就	保育所
	学前の子ども	認定こども園
	(保育を必要とする子ども)	幼稚園(預かり保育利用)
3号 認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就	保育所
	学前の子ども	認定こども園
	(保育を必要とする子ども)	地域型保育事業

②「実績値」と「量の見込み」との比較

①に基づき把握した「実績値」について、支給認定区分ごとに、計画における「量の見込み」と比較した結果、「(1) 見直しの要否の基準」に照らして見直しが必要と判断する場合には、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。

③要因分析及び補正

ア 計画策定時における量の見込みの計算式

「推計児童数」×(「<u>潜在家庭類型」×「利用意向率」</u>) = 「量の見込み(人)」 <ニーズ調査での数値>

イ 中間年における量の見込みの計算式

「補正後の推計児童数」×「支給認定割合」=「見直し後の量の見込み(人)」

④支給認定割合の補正の考え方

支給認定割合の補正に当たっては、平成27年度・平成28年度のトレンド や政策動向、地域の実情等を十分に踏まえることが必要である。特に、保育の 受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性の就業率の上昇傾向に留意い ただきたい。

(i) 1号認定子ども

1号認定子どもについては、女性の就業増加によって、従前幼稚園を利用していた層が保育所等の利用を希望する場合があることによって十分留意の上、地域の実情等を踏まえた補正を行う必要がある。

<計算式イメージ>

補正後の1号認定こどもの割合

- = (1号認定子どもの実績値-**女性の就業増加に伴う補正値**)
 - ÷ (実績値に用いた時点の3歳以上の小学校就学前子ども数)

(ii) 2号認定子ども

2号認定子どもについては、保育認定事由ごとの増減を分析し、乖離が生じた要因となっている保育認定事由を把握する。

<計算式イメージ>

補正後の2号認定子どもの割合

- = (2号認定子どもの実績値+認定事由に基づく補正値)
 - ÷ (実績値に用いた時点の3歳以上の小学校就学前子ども数)

*認定事由に基づく補正値

災害復旧など外部的な一時的要因に基づく場合は当該認定事由の数を減と し、就労及び求職活動、育児休業や妊娠出産等について増加傾向にある場合は、 平成27年度及び平成28年度の実績を踏まえて補正を行う。

○補正例

<就労及び求職活動、育児休業や妊娠出産等の認定事由の補正>

⇒原則として、平成27年度及び平成28年度の申請状況に基づき対応する。

ただし、3号認定子どもの認定状況等を考慮して、平成27年度及び平成28年度の2号認定子どもの実績値を上回ることが明らかな場合は、当該3号認定子どもの実績値を踏まえ、補正する。

(iii) 3号認定子ども

3号認定子どもについては、0歳と1・2歳ごとに、保育認定事由ごとの増減を分析し、乖離が生じた要因となっている保育認定事由を把握する。

<計算式イメージ>

補正後の3号認定子どもの割合

- = (3号認定子どもの実績値+**認定事由に基づく補正値**)
 - ÷ (実績値に用いた時点の3歳未満の小学校就学前子ども数)

*認定事由に基づく補正値

2号認定子どもにおける「認定事由に基づく補正値」に加え、女性の就業率が上昇している場合には、女性の就業率と1・2歳児の保育所等利用率の正の相関関係を基に増加の補正を行う。

- 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
- (1) 放課後児童クラブ

利用の申込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実情に 応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大き く変動させ得る要因の動向の分析を踏まえ、見直しを行う。

(2) 延長保育事業及び病児保育事業 保育所等の整備数の拡大に応じ、見直しを行う。

(3) 一時預かり事業

一時預かりを行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される利用する家 庭類型の割合、専業主婦(主夫)家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を 踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

- (4) 上記以外の地域子ども・子育て支援事業 事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直しを行う。
- 3. 障害児に対する障害福祉サービスの見込量確保の考え方について

平成29年3月31日付障企発0331第6号で、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部改正について通知があり、その中で直近の障害者施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が平成30年度から平成32年度までの第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を

確保するための基本指針」として定められた。

(1) 障害児支援の提供体制の計画的な整備

障害児の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号。)により、児童福祉法に障害児福祉計画の策定が義務づけられたことを踏まえ、以下の柱を盛り込み、障害児支援の提供体制の確保に関する事項等を新たに定める。

- ①地域支援体制の構築
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加・包容の推進
- ④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑤障害児相談支援の提供体制の確保
- (2)障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定
 - ・ 障害児支援の提供体制の整備等
- ①平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ②平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、重症心身障害児の支援には専門性を必要とすること等から、市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない。
- ④平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び市町村において、保健、 医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を 設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、 都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

(3) その他

①都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて把握し、利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、保育園や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等における障害児の受入れに体制整備を行うことについて定める。

②障害児入所支援等から障害福祉サービスへの支援の移行については、指定 障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みや市町村と都道府県の連 携について定める。